

○地方行政委員会
内閣提出法律案（六件）

7 3	6 8	6 5	4 3	2 9 ※	9 ※	号 番		
地方交付税法の一部を改正する法律案	銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案	道路交通法の一部を改正する法律案	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方税法等の一部を改正する法律案	件 名	院 議 先	提 出 日 月
〃	〃	〃	〃	〃	衆			
五、一四	四、二三	三、二五	三、二	二、一五	五、二八			
六、三 （手）	四、二二 （手）	四、七	四、六 （手）	五、二二	五、三、二六	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
可 決 六、八	可 決 六、三	可 決 四、二七	可 決 四、二七	可 決 六、一	可 決 五、三、二九	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
可 決 六、八	可 決 六、四	可 決 四、二八	可 決 四、二八	可 決 六、二	可 決 五、三、二九	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
五、三二	四、二三	交通安全 対策特委 三、一七	三、二	二、二五	五、二、二五	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
可 決 六、一	可 決 五、二二	可 決 四、一	可 決 四、六	可 決 四、二二	可 決 五、三、二五	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
可 決 六、三	可 決 五、二三	可 決 四、二二	可 決 四、八	可 決 四、一七	可 決 五、三、二五	参 議 院	衆 議 院	衆 議 院
				衆本会議趣旨説明 五、一二 参本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五、一、一五	備 考		

（注）※は予算関係法律案

・本院議員提出法律案（二件）

1 1	号 番								
	件 名	地方自治法の一部を改正する法律案							
	提出者	地方行政委員長 (月 日) 五 六 三							
	予備送付日	五 六 四							
	衆へ提出	五 六 四							
	参 議 院	付託	/						
		委員会議決	/						
		本会議議決	可 決 五 六 四						
	衆 議 院	付託	五 六 四 (予)						
		委員会議決	可 決 五 六 〇						
		本会議議決	可 決 五 六 一						
	備考	備考							

・衆議院議員提出法律案（二件）

2 2	号 番								
	件 名	自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案							
	提出者	交通安全対策特別委員長 (月 日) 五 六 八							
	予備送付日	五 六 八							
	本院へ提出	五 六 八							
	参 議 院	付託	五 六 八 (予)						
		委員会議決	未 了						
		本会議議決							
	衆 議 院	付託	/						
		委員会議決	/						
		本会議議決	可 決 五 六 八						
	備考	備考							

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

1 低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引上げを行う。

2 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲に、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を追加する。

二、個人の事業税の事業主控除を二百七十万円（現行二百四十万円）に引き上げる。

三、固定資産税及び都市計画税

平成六年度の固定資産税の評価替えにおける土地の評価の適正化等に伴う固定資産税及び都市計画税の負担について調整措置を次のとおり講ずる。

1 住宅用地について、固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び都市計画税の課税標準の特例措置の導入を行う。

2 平成六年度から平成八年度までに限り、評価の上昇割合の高い宅地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の導入を行う。

3 宅地等に係る平成六年度から平成八年度までの各年度分の

固定資産税及び都市計画税について、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置を講ずる。

四、自動車取得税について、現行の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成十年三月三十一日まで延長する。

五、軽油引取税について、現行の税率の特例措置の適用期限を平成五年十一月三十日まで延長し、平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間適用する特例税率を一キロリットルにつき三万二千百円（現行二万四千三百円）に引き上げる。

六、国民健康保険税について、課税限度額を五十万円（現行四十六万円）に引き上げる。

七、地方道路税の税率の引下げに伴い、地方道路譲与税の譲与割合を変更し、都道府県及び指定市については百分の四十三の額（現行百分の六十四の額）、市町村については百分の五十七の額（現行百分の三十六の額）とする。

なお、平成五年度分限り、都道府県及び指定市については百分の六十二の額、市町村については百分の三十八の額とする。

八、この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、一の二及び三については、平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、固定資産税及び都市計画税につきまして、平成六年度の固定資産税の評価がえにおける土地の評価の適正化等に伴う税負担の調整を図るため、課税標準の特例措置の拡充及び前年度の税額を基礎としたならかな負担調整措置を講ずるとともに、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、軽油引取税の税率の引き上げ等をを行うこととし、あわせて、地方道路譲与税につきまして、地方道路税の税率引き下げに伴い、都道府県に対する譲与割合を引き下げるほか、国有資産等所在市町村交付金について所要の改正を行うこと等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、固定資産税の土地の評価方法の適正化、土地の評価がえに伴う税負担の調整措置と住民への周知、負担調整後の固定資産税の増収見込み、軽油引取税の暫定税率の引き上げ問題等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対、日本社会党・護憲民主連合を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案につきましては、固定資産税に係る評価等の適正化を推進しつつ税負担が急増することのないように善処すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

1 平成五年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に三百七十億円を加算した額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額千八百二十四億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十五兆四千三百五十一億二千二百万円となる。）。

2 1において控除した額のうち四千億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

3 2による加算額のほか、七千二百四十一億円を平成九年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成五年度分の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、森林・山村対策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化の振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源を措置し、道府県民税の利子割及び利子割交付金の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入し、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため、平成五年度に限り、地域福祉基金費を設けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成五年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額に三百七十億円を加算した額から、特例措置額四千億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額千八百二十四億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額四千億円に相当する額及び七千二百四十一億円を加算すること、次に普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、教育施策、公共施設の整備及び維持管理等に要する経費の財源を措置するほか地域福祉基金費を設けること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方交付税の特例減額、地方交付税を特別会計に直入する必要性、国庫補助負担金の一般財源化、地方単独事業に対する事業費補正の適用等の諸問題について質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党より反対、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の規制のための規定の整備

1 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して指詰めを強要する等の行為をしてはならず、また、その配下の指定暴力団員に対してこのような行為をすることを命令する等の行為をしてはならないこととする。

2 指定暴力団員は、少年に対して入れ墨を施し、少年に入れ墨を受けること等を強要する等の行為をしてはならず、また、他の指定暴力団員に対してこのような行為をすることを要求する等の行為をしてはならないこととする。

3 公安委員会は、1及び2の禁止行為の違反者に対し、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ず

ることができることとする。

二、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制の強化のための規定の整備

1 指定暴力団員は、人を威迫して、親族その他その者と密接な関係を有する者を指定暴力団等に加えさせ又は密接な関係を有する者の指定暴力団等からの脱退を妨害するために行う一定の行為をしてはならず、また、その配下指定暴力団員に対して加入の強要等の行為をすることを命令する等の行為をしてはならないこととする。

2 公安委員会は、1の禁止行為の違反者に対し、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

三、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するための規定の整備

公安委員会は、暴力団からの離脱を希望する者その他関係者を対象として、離脱を希望する者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるとともに、離脱者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を行うこととする。

四、暴力的要求行為等に係る規定の整備

1 競売の対象となるような土地、建物に係る明渡し料等を不

当に要求する行為、株式会社やその関係者に対して不当に株式の買取り等を要求する行為、有価証券の信用取引を不当に要求する行為等を新たに暴力的要求行為として規制することとする。

2 何人も、指定暴力団員が暴力的要求行為を行う現場に立ち会い、その暴力的要求行為を助けてはならないこととし、その違反者に対しては、公安委員会が中止を命ずることができるとすることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団への加入を強要する行為等に関する規制の強化、暴力団からの離脱を阻害する行為の防止、暴力団から離脱する意志を有する者に対する援護等に関する規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、暴力団対策法施行後の成果、不正収益の剥奪の必要性、暴力団離脱者への援護措置の内容等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、警察署長等が、違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令等を行うことができることとするともに、運転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許証の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることの義務づけ、外国免許の取り扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、過積載運行の改善方法、事故現場における応急救護の義務化の内容、交通安全協会のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本共産党を代表して有働理事より、過積載をしている車両の運転に係る罰則を引き上げる改正を行わないものとする内容とする修正案が提出されました。

次いで採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

なお、本法律案に対し、運転免許証の有効期間については、優良運転者制度の趣旨に基づき、更新期間が原則として五年間となるようその運用に努めること等を内容とする附帯決議が付されており、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、運転免許に関する規定の整備

1 普通免許又は二輪免許を受けようとする者は、自動車等の運転に関する講習及び応急救護処置に関する事項等に関する講習を受けなければならないこととする。

2 優良運転者（政令で定める基準に適合する者をいう。）の免許証の有効期間について、一定の高齢者に係るものを除き、現行の三年から五年に延長する。

3 外国免許を有する者に関し運転免許試験の一部を免除することができる場合を明確にするとともに、政令で定める特定の外国の免許証（翻訳文付き）を所持する者は、本邦に上陸

した日から起算して一年間、その免許証に係る自動車等を運転することができることとする。

4 指定自動車教習所には、技能検定員資格者証を有する技能検定員及び教習指導員資格者証を有する教習指導員を置かなければならないこととする。

5 公安委員会は、免許に関する事務（政令で定める事務を除く）の全部又は一部を総理府令で定める法人に委託することができることとする。

二、交通事故の防止等に関する規定の整備

1 公安委員会は、違法駐車行為が常態として行われている道路の区間を、車輪止め装置取付け区間として指定することができることとし、警察署長は、当該区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、その区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができることとする。

2 警察官は、過積載をしていると認められる車両の積載物の重量を測定することができることとするとともに、過積載をしている車両の運転手に対し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることができることとするほか、過積載をしている車両の運転に係る刑を引き上げ、積載物の重量制限の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為

を非反則行為とする等過積載車両に関する規定を整備する。

三、その他

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 所要の経過措置を設ける。

委員長報告

前ページ参照

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、罰則の強化

- 1 けん銃等の不法所持を抑止するため、けん銃等の不法所持罪の法定刑を一年以上十年以下の懲役（現行十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金）に引き上げるとともに、新たに不法所持罪の加重類型として、けん銃等を実包等と共に携帯し、運搬し、又は保管した場合に三年以上の懲役を科する。
- 2 けん銃等の密輸入及び密造を抑止するため、けん銃等の密

輸入罪及び密造罪の法定刑を三年以上の懲役（現行一年以上十年以下の懲役）に、それらの営利犯の法定刑を無期又は五年以上の懲役（現行一年以上の懲役）に、また密造罪の営利犯の罰金を五百万円以下（現行三百万円以下）に、それぞれ引き上げる。

二、けん銃等の譲渡し、譲受け等の禁止

けん銃等の不法所持のまん延を抑止するため、新たにけん銃等の譲渡し、譲受け等を一定の場合を除き禁止し、所要の罰則を設ける。

三、けん銃等を提出して自首した者に係る刑の減免

不法所持者が当該所持に係るけん銃等を提出して自首した場合には、当該所持等に係る刑を減輕し、又は免除する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんが

み、けん銃等の輸入、所持及び製造に関する罰則を強化するとともに、けん銃等の譲り渡し、譲り受け等に罰則を適用することとするほか、けん銃等を不法に所持する者が当該けん銃等を提出して自首した場合には当該所持等に係る刑を減輕し、または免除することとする等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、最近のけん銃事犯の情勢、けん銃の摘発と密輸入取り締りの強化、自首による刑の減免規定の目的と効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

最近における社会経済の進展に伴いまして、国と地方の双方に關係する行政分野が拡大しております。住民からの多様なニーズに因應するためには、国と地方公共団体が相互信頼の上に立って協力協同關係を一層促進することが要請されております。

本法律案は、このような情勢を勘案し、地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映させるため、都道府県または市町村の長ま

たは議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に關し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、または国会に意見書を提出することができることとするものであります。なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十四億円縮減する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十四億円縮減することを内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例減額を縮減した理由、平成五年度の経済見通し、総合経済対策実施に伴う自治体の財政負担等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律案（参第一一号）

要旨

本法律案は、最近における国と地方の双方に係る行政分野

の拡大に伴い、国と地方公共団体の相互信頼の上に立った協力協同関係の一層の促進が図られることが要請されている状況にかんがみ、地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映するための方法を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県又は市町村の長又は議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。
- 二、この法律は公布の日から施行する。

趣旨説明

前ページ参照